

千年のかくれんぼブランドロゴマーク管理要領

(目的)

第1条 この要領は、千年のかくれんぼ物産ブランド認証要綱第12条の規定に基づき、千年のかくれんぼブランドロゴマーク（以下、「マーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

(マークの交付)

第2条 千年のかくれんぼ物産ブランド認定委員会は、千年のかくれんぼ物産ブランドとして認証を受けたにし阿波産品（以下「認証品」という。）を製造、生産又は飼養する事業者（以下、「認証事業者」という。）にマークの画像データを配布する。

(使用範囲)

第3条 認証事業者は、次に掲げるものに認証マークを使用することができる。

- (1) 認証品に表示する場合
- (2) 認証事業者が認証品に関連するホームページ、パンフレット、名刺に表示する場合。
- (3) その他、千年のかくれんぼブランド認証委員会が適当と認める場合。

(使用期間)

第4条 認証マークを使用することができる期間は、認証品の認証期間内とする。

(シール料金)

第5条 認証マークシールを事務局から購入する場合は1枚10円とする。
ただし、2024年3月末までは無償とする。この場合、配布枚数は1事業者あたり100枚までとする。

千年のかくれんぼ物産ブランドロゴマーク



附則

この要領は、平成31年3月7日から施行する。
この要領は、令和3年10月20日から施行する。